

改正後

改正前

（発起人の責任を追求する訴えの提起の請求に係る電磁的方法）

第三条の二 社員は、法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法（法第二十九条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定目的会社に対し、法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

1| 特定社員による特定持分の譲渡の承認等の請求に係る電磁的方法

第三条の三 特定社員は、法第二十九条第四項の規定により同項に規

（新設）

（新設）

定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 2) 前項の規定による承諾を得た特定社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第二十九条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定持分の譲渡の不承認に係る電磁的方法)

第三条の四 特定目的会社は、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 2) 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

1) (特定持分の譲渡の相手方の指定等に係る電磁的方法の規定の準用)

第三条の五 前条の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四十二条第六項の規定を準用する場合について準用する。

2) 第三条の三の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四十二条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、「特定目的会社」とあるのは、「特定社員」と読み替えるものとする。

(特定社員以外の者による特定持分の譲渡の承認の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第三条の六 第三条の三の規定は、法第二十九条第九項において同条第四項の規定を準用する場合及び同条第九項において同条第八項において準用する商法第二百四十二条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同条第九項において同条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定社員以外の者」と、法第二十九条第九項において同条第八項において準用する商法第二百四十二条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定持分の譲

(新設)

(新設)

渡の相手方として指定された者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

- 2| 第三条の四の規定は、法第二十九条第九項において同条第六項及び第八項において準用する商法第二百四十二条ノ第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の四中「特定社員」とあるのは、「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

（特定社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法）

- 第三条の七 特定目的会社は、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2| 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3| 前二項の規定は、法第三十六条において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社員」とあるのは、「特定

（新設）

定出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。

(優先出資申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

第四条の二 取締役は、法第三十八条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(優先出資申込証の作成に係る電磁的記録)

第四条の三 優先出資の申込者は、法第三十八条第六項の規定により同項に規定する電磁的記録(法第五条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)による優先出資申込証の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た優先出資の申込者は、当該取締役が

(新設)

(新設)

ら書面又は電磁的方法により電磁的記録による優先出資申込証の作成を拒む旨の申出があったときは、法第三十八条第六項に規定する電磁的記録による優先出資申込証の作成をしてはならない。ただし、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

（優先出資の申込者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法）

第四条の四 取締役は、法第三十八条第九項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八条第九項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（優先出資社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法の規定の

（情報通信の技術を利用する方法）

第四条の二 取締役は、法第三十八条第五項（法第一百条第六項及び第二百二十五条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十八条第五項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

準用)

第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合及び法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同条第三項中「総会」とあるのは「社員総会」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第二項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同条第三項中「総会」とあるのは「社員総会」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第二項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

第六条 (略)

2 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百二十条ノ五 第一項	
	(略)	端株ヲ取得シタル
読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
読み替える字句	(略)	単位未満優先出資原簿ニ記載又ハ記録スベキ単位未満優先出資ヲ取得シタル時又ハ其ノ単位未満優先出資ト併セテ優先出資一口トナルベキ単位未満優先出資証券ヲ特定目的会社ニ提出シタル

第六条 (略)

2 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載のある単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百二十条ノ五 第一項	
	(略)	端株ヲ取得シタル
読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
読み替える字句	(略)	単位未満優先出資原簿ニ記載スベキ単位未満優先出資ヲ取得シタル時又ハ其ノ単位未満優先出資ト併セテ優先出資一口トナルベキ単位未満優先出資証券ヲ特定目的会社ニ提出シタル

第二百二十条ノ五 第二項	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第三項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項	(略)	(略)
第二百二十条ノ五 第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第三項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項	(略)	(略)

3 (略)

(単位未満優先出資社員に対する通知又は催告に係る電磁的方法の
規定の準用)

第六条の二 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十八条の
五において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合につい
て準用する。この場合において、第三条の七第一項及び第二項中、

第二百二十条ノ五 第二項	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第二項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項	(略)	(略)
第二百二十条ノ五 第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第二項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項	(略)	(略)

3 (略)

(新設)

特定社員」とあるのは、「単位未満優先出資社員」と読み替えるものとする。

(優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)
			(略)
第二百二十条第四項において準用する第二百十六条第一項	旧株券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券	(略)
	新株券	新優先出資証券又八新単位未満優先出資証券	
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六	第二百三十二条第二項	資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四	

(優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)
			(略)
第二百二十条第四項において準用する第二百十六条第一項	旧株券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券	(略)
	新株券	新優先出資証券又八新単位未満優先出資証券	

十七條第二項において準用する第二百四條ノ二第三項		項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム
株主總會	社員總會	
定時總會	定時社員總會	

2 (略)

(不正な価額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第七條の二 第三條の二の規定は、法第四十九條第一項において商法第二百八十條ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

2 (略)

(新設)

第七條の三 (略)

第七條の二 (略)

(社員總會の招集の通知に係る電磁的方法)

第七條の四 社員總會を招集する者は、法第五十二條第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を發しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によ

(新設)

る承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社員総会の招集の通知の特例に係る電磁的方法の規定の準用)

第七条の五 前条の規定は、法第五十二条第四項において法第五十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「特定社員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(新設)

(少数社員による社員総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第七条の六 第三条の三の規定は、法第五十四条第四項及び第五十六条第五項において法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の三中「特定社員」とあるのは「社員」と「特定目的会社」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(新設)

(優先出資社員の議決権の行使について準用する商法の規定の読替え)

第七條の七 法第五十九條第二項の規定において優先出資社員の議決権の行使について商法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十二條第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十三條第四項ニ於テ準用スル同法第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

(新設)

(優先出資社員の議決権の不統一行使に係る電磁的方法の規定の準用)

(新設)

第七條の八 第三條の二の規定は、法第五十九條第二項において商法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三條の二中「社員」とあるのは、「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電磁的方法)

(新設)

第七條の九 特定目的会社は、法第五十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該社員から書面

又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該社員に対し、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権の行使に係る電磁的方法）

第七条の十 社員は、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第五項の規定により同項に規定する事項及び情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定目的会社に対し、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第五項に規定する事項及び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定目的会社の社員総会について準用する商法の規定の読替え）

第八条の二 法第六十二条の規定において特定目的会社の社員総会に

（新設）

（新設）

ついで商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三第三項において準用する第二百四十二条ノ二第三項	第二百三十二条第二項	資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
第二百三十九条第三項において準用する第二百四十二条ノ二第三項	第二百三十二条第二項	資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三条第三項	第一項第二号第三号又八第四号ニ定ムル場所	本店又八支店

(代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法)

第八条の三 社員又はその代理人は、法第六十二条において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た社員又はその代理人は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定目的会社に対し、法第六十二条において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社員総会において取締役及び監査役の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第八条の四 第三条の二の規定は、法第六十二条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

(新設)

(無議決権事項の決議に係る電磁的方法)

第八条の五 社員総会を招集する者は、法第六十三条第一項の規定により同項に規定する電磁的方法による決議をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、総特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、特定社員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、法第六十三条第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定目的会社の取締役の責任を追求する訴えについて準用する商法の規定の読替え)

第八条の六 法第七十五条第二項の規定において特定目的会社の取締役の責任を追求する訴えについて商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第二百三十一条第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と読み替えるものとする。

(取締役の責任を追求する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の

(新設)

(新設)

規定の準用)

第八條の七 第三條の二の規定は、法第七十五條第二項において商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第七十八條において有限会社法第二十五條ノ二第二項において準用する商法第二百五十六條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合及び同法第八十四條第一項において法第七十五條第二項において準用する商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額)

第九條 法第八十五條第四項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(社員の帳簿閲覧に係る電磁的方法の規定の準用)

第九條の二 第三條の三の規定は、法第一百四條第三項において法第二十九條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三條の三中「特定社員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

(新設)

(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額)

第九條 法第八十五條第二項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(新設)

第九条の三 第三条の二の規定は、法第百六条第四項において法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

(特定社債申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法の規定の準用)
第十一条の二 第四条の二の規定は、法第百十条第六項において法第三十八条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定社債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)
第十一条の三 第四条の三の規定は、法第百十条第六項において法第三十八条第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と、「優先出資申込証」とあるのは、「特定社債申込証」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定社債の応募者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法の規定の準用)
第十一条の四 第四条の四の規定は、法第百十条第六項において法第三十八条第九項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の四中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定

(新設)

社債の応募者」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する商法の規定の読替え)

第十一條の五 法第百十三條第一項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

第三百二十一條ノ 三第一項	取締役会ノ決議	読み替える字句	読み替える字句
第三百二十一條ノ 定時總會			
定時社員總會		取締役会ノ決議(招集者ガ特定社債ヲ発行シタル特定目的会社ナルトキハ其ノ取締役ノ決定(取締役数人アルトキハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス))	

<p>三第二項において 準用する第二百四 条ノ二第三項</p>		
<p>第三百二十二条第 一項</p>	<p>第三百九条ノ四</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第百十一条第七項 ニ於テ準用スル第三百 九条ノ四</p>
<p>第三百三十九条第 一項において準用 する第二百二十九 条第三項において 準用する第二百四 条ノ二第三項</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>
<p>第三百三十九条第 一項において準用 する第二百二十九 条ノ四第二項にお いて準用する第二 百四条ノ二第三項</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>

〔特定社債権者の議決権の行使に係る電磁的方法〕

第十一條の六 特定社債権者は、法第百十三條第一項において準用する商法第三百二十一條ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社債権者集会の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た特定社債権者は、当該特定社債権者集会の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定社債権者集会の招集者に対し、法第百十三條第一項において準用する商法第三百二十一條ノ三第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔特定社債権者集会の招集に係る電磁的方法〕

第十一條の七 特定社債権者集会の招集者は、法第百十三條第一項において準用する商法第三百二十一條第三項において準用する同法第三百三十二條第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発送しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的

（新設）

（新設）

方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た特定社債権者集会の招集者は、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3| 前二項の規定は、法第百十三條第一項において商法第百三十九條第一項において準用する同法第百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社」とあるのは、「特定社債権者」と読み替えるものとする。

(特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の準用)

第十一條の八 第三條の七第一項及び第二項の規定は、法第百十三條第一項において商法第百二十四條第二項の規定を準用する場合に ついて準用する。この場合において、第三條の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは、「特定社債の応募者又は特定社債権者」と読み替えるものとする。

2| 第三條の二の規定は、法第百十三條第一項において商法第百二十一

(新設)

十条第四項及び第三百三十四條第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第百十三條第一項において商法第三百一十條第四項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第三條の二中「社員」とあるのは、「特定社債権者」と、「特定目的会社」とあるのは、「特定社債を發行した特定目的会社又は特定社債管理会社」と、法第百十三條第一項において商法第三百三十四條第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第三條の二中「社員」とあるのは、「特定社債権者集会の決議の執行者」と、法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第三條の二中「社員」とあるのは、「特定社債権者」と、「特定目的会社」とあるのは、「特定社債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。

3) 第八條の三の規定は、法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八條の三中「社員又はその代理人」とあるのは、「特定社債権者又はその代理人」と、「特定目的会社」とあるのは、「特定社債権者集会の招集者」と読み替えるもの

(特定社債に関する法令の適用)

第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第二十三條、第三十二條及び第八十二條第三項を除く。）及び担保附社債信託法第四十一條第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第 号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(特定社債に関する法令の適用)

第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第三十二條、第三十四條及び第八十二條第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

担保附社債信託法 (以下この表において「担保法」という。) 第二十一条第二項	商法(明治三十二年法律第四十八号) 第二百九十七条	資産の流動化に関する法律第九十九条
担保法第四条第一項	左二掲グルモノ	左二掲グルモノ(第十四号二掲グルモノヲ除ク)
担保法第十九条	左ノ事項	左ノ事項(第十号二掲グル事項ヲ除ク)
担保法第二十一条第一項	物上担保付社債(新株予約権付社債ヲ除ク)	物上担保付特定社債
商法第三百一条第二項及第三項	資産の流動化に関する法律第一百条第二項、第一百十三条の二の三第一項及第一百十三条の四の三第一項	

担保附社債信託法 (以下この表において「担保法」という。) 第二十一条第二項	商法(明治三十二年法律第四十八号) 第二百九十七条	資産の流動化に関する法律第九十九条
担保法第四条第一項	左二掲グルモノ	左二掲グルモノ(第十四号二掲グルモノヲ除ク)
担保法第十九条	左ノ事項	左ノ事項(第十号二掲グル事項ヲ除ク)
担保法第二十一条第一項	商法第三百一条第二項及第三項、第三百四十一条ノ三並ニ第三百四十一条ノ十二	資産の流動化に関する法律第一百条第二項、同法第一百十三条の三ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ三(第五号ヲ除ク) 及資産の流動化に関する法律第一百十三条の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一

<p>担信法第二十二條 第二項</p>	<p>商法第三百一十一條第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号</p>	<p>資産の流動化に関する法律第一百十條第二項第五号乃至第八号、第十号乃至第十二号及第十五号、第一百十三條の二の三第一項並二第百十三條の四の三第一項</p>	<p>担信法第三十四條</p>	<p>新株予約權付社債</p>	<p>轉換特定社債又ハ新優先出資引受權付特定社債</p>	<p>商法第三百四十一條ノ十</p>	<p>資産の流動化に関する法律第一百十三條の二の四又ハ第百十三條の四の六</p>	<p>為スベシ 為スベシ此ノ場合ニ於テハ轉換特定社債又ハ新優先出資引受權付特定社債ノ總額ニ代ヘ其ノ回ノ發行金額ヲ登記</p>
-------------------------	--------------------------------------	--	-----------------	-----------------	------------------------------	--------------------	--	--

<p>担信法第二十二條 第二項</p>	<p>商法第三百一十一條第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号、第三百四十一條ノ三並二第三百四十一條ノ十二</p>	<p>条ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>	<p>担信法第三十四條</p>	<p>轉換社債</p>	<p>轉換特定社債</p>	<p>新株引受權付社債</p>	<p>新優先出資引受權付特定社債</p>	<p>商法第三百四十一條</p>	<p>資産の流動化に関する</p>
-------------------------	--	---------------------	-----------------	-------------	---------------	-----------------	----------------------	------------------	-------------------

<p>担保法第三十五条</p>	<p>商法第三百六条第二項又八第三百四十一条ノ八第一項各号</p>	<p>スベシ</p>
<p>担保法第四十条第一項</p>	<p>商法第三百七条又八第三百四十一条ノ九</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百七条、資産の流動化に関する法律第百十三条の二の三第一項 及第百十三条の四の三第一項</p>
<p>担保法第四十一条第三項</p>	<p>商法第三百七条第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第百十三条第一項</p>

<p>担保法第三十五条</p>	<p>商法第三百六条第二項、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十一</p>	<p>法律第百十三条ノ三二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ四</p>
<p>担保法第三十五条</p>	<p>第三百四十一条ノ十五</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条ノ五二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十五</p>
<p>担保法第三十五条</p>	<p>商法第三百六条第二項、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十一</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百六条第二項、資産の流動化に関する法律第百十三条の三二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する法律第百十三条の五二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>

	同条第二項	三百十七条第二項 資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第 三百十七条第二項
担保法第五十八條	及商法	、資産の流動化に関する法律及同法二於テ準用スル商法
担保法第五十九條 第二項	商法第三百二十条第三項及第七項（同法第三百二十一条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百二十条第三項及第七項（資産の流動化に関する法律第百十三条第一項二於テ準用スル商法第三百二十一条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項

担保法第四十條第一項	商法第三百十七條、第三百四十一條ノ三及第三百四十一條ノ十二	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百十七條、資産の流動化に関する法律第百十三条の三二於テ準用スル商法第三百四十一條ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する法律第百十三条の五二於テ準用スル商法第三百四十一條ノ十二（第三号ヲ除ク）
担保法第五十八條	及商法	、資産の流動化に関する法律及同法二於テ準用スル商法
担保法第五十九條 第二項	商法第三百二十条第三項及第六項（同法第三百二十一条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百二十条第三項及第六項（資産の流動化に

担信法第六十条	商法第三百二十四条	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百二十四条
担信法第六十一条 第三項	商法第三百三十九条 第二項及第六項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百三十九条第二項及第六項
担信法第六十二条	商法第三百三十九条 第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百三十九条第一項
担信法第六十五条 一項本文	商法第三百三十条 第一項本文	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百三十条第一項本文
担信法第八十二条	商法第三百九条 第二項	資産の流動化に関する

担信法第六十条	商法第三百二十四条	百二十二条第一項及第二項 關する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百二十一条第三項 三項 二於テ準用スル場合ヲ含ム 並ニ第三百二十二条第一項及第二項
担信法第六十一条 第三項	商法第三百三十九条 第二項及第四項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百三十九条第二項及第四項
担信法第六十二条	商法第三百三十九条 第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第三百三十条第一項

第二項	法律第百十一條第二項	擔保權ノ実行トシテノ 競売ノ申立ヲ為スコト ヲ得	付与セラレタル執行 カアル正本ニ基キ担 保物ニ付強制執行ヲ 為シ担保權ノ実行ト シテノ競売ノ申立ヲ 為シ又ハ企業担保權 ノ実行ノ申立ヲ為ス コトヲ得	擔信法第八十三條 第一項	第二項
擔信法第九十一條 第一項及び第九十 二條第一項	商法第三百三十六條 第一項	資産の流動化に関する 法律第百十一條第七項 ニ於テ準用スル商法第 三百九條ノ四	資産の流動化に関する 法律第百十一條第七項 ニ於テ準用スル商法第 三百九條ノ四	擔信法第九十一條 第一項	商法第三百三十六條 第一項
擔信法第九十一條 第三項及び第九十 二條第一項	商法第三百三十六條 第二項	資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 ニ於テ準用スル商法第 三百二十六條第一項	資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 ニ於テ準用スル商法第 三百二十六條第一項	擔信法第九十一條 第三項及び第九十 二條第一項	商法第三百三十六條 第二項

擔信法第六十五條 第一項本文	商法第三百三十條第 一項本文	資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 ニ於テ準用スル商法第 三百三十條第一項本文	擔信法第八十二條 第二項	商法第三百九條第二 項	擔信法第八十二條 第二項
擔信法第八十三條 第一項	付与セラレタル執行 カアル正本ニ基キ担 保物ニ付強制執行ヲ 為シ担保權ノ実行ト シテノ競売ノ申立ヲ 為シ又ハ企業担保權 ノ実行ノ申立ヲ為ス コトヲ得	擔保權ノ実行トシテノ 競売ノ申立ヲ為スコト ヲ得	擔信法第八十三條 第一項	付与セラレタル執行 カアル正本ニ基キ担 保物ニ付強制執行ヲ 為シ担保權ノ実行ト シテノ競売ノ申立ヲ 為シ又ハ企業担保權 ノ実行ノ申立ヲ為ス コトヲ得	擔信法第八十三條 第一項
擔信法第八十九條 第二項	商法第三百九條ノ四	資産の流動化に関する 法律第百十一條第七項 ニ於テ準用スル商法第 三百九條ノ四	擔信法第八十九條 第二項	商法第三百九條ノ四	擔信法第八十九條 第二項

二条第三項	担保法第九十一條 第一項及び第九十 二条第一項	商法第三百三十六條 第一項	資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 二於テ準用スル商法第 三百三十六條第一項
担保法第九十一條第 十二号	第二十二條第一項若 八第二項又八第二十 三條第一項若八第二 項	又八新株予約權付社 債申込証ノ用紙（此 等ノ ノ用紙（其ノ	第二十二條第一項又八 第二項
社債等登録法施行 令第三十六條第一 項	新株予約權付社債	新優先出資引受權付特 定社債	資産の流動化に関する 法律第五條第三項
社債等登録法施行 令第六十二條	新株予約權 商法（明治三十二年 法律第四十八号）第 三百二十條第六項及 三百二十條第六項及	新優先出資ノ引受權 資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 二於テ準用スル商法（	

担保法第九十一條 第一項及び第九十 二条第一項	担保法第九十一條 第三項及び第九十 二条第三項	商法第三百三十六條 第二項	資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 二於テ準用スル商法第 三百三十六條第一項
社債等登録法施行 令第三十六條第一 項	社債等登録法施行 令第六十二條	新株ノ引受權 新株引受權付社債	新優先出資ノ引受權 新優先出資引受權付特 定社債
	商法（明治三十二年 法律第四十八号）第 三百二十條第五項及 三百二十一條第二 項	資産の流動化に関する 法律第百十三條第一項 二於テ準用スル商法（ 明治三十二年法律第四 十八号）第三百二十條 第五項及第三百二十一 條第二項	

第三百二十一条第二 項	明治三十二年法律第四 十八号（第三百二十条 第六項及第三百二十一 条第二項
----------------	--

（轉換特定社債発行事項の通知に係る電磁的方法）

第十三条 特定目的会社は、法第百十三条の二の二第二項の規定により同項に規定する通知をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該社員に対し、法第百十三条の二の二第二項に規定する通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（轉換の請求に係る電磁的方法）

第十三条の二 轉換を請求する者は、法第百十三条の二の五第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、

（特に有利な轉換の条件を付した轉換特定社債の発行に係る社員総会の決議について準用する商法の規定の読替え）

第十三条 法第百十三条の二第三項の規定において同条第一項の決議については、同項中「轉換社債」とあるのは、「轉換特定社債」と読み替えるものとする。

（新設）

その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た転換を請求する者は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第百十三條の二の五第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(転換特定社債について準用する商法の規定の読替え)

第十四條 法第百十三條の三の規定において転換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百二十二條ノ	第二百八條		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式	又ハ株式			
株式	優先出資		優先出資	優先出資	優先出資

(転換特定社債について準用する商法の規定の読替え)

第十四條 法第百十三條の三の規定において転換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百四十一條ノ 二ノ二第一項	規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十一條ノ 三(第五号を除く)	社債申込証	特定社債申込証		

六第二項

<p>第三百四十一条ノ七第二項において準用する第二百八十二条</p>	<p>株主</p>	<p>優先出資社員</p>
	<p>又八株式</p>	<p>又八優先出資</p>
<p>第三百四十一条ノ七第二項において準用する第二百八十二条ノ三</p>	<p>株式</p>	<p>優先出資</p>
	<p>株式ヲ</p>	<p>優先出資ヲ</p>
<p>第三百四十一条ノ七第二項において準用する第二百八十二条ノ三</p>	<p>株式ノ発行価額ト</p>	<p>優先出資ノ発行価額ト</p>
	<p>株式ノ発行価額ト</p>	<p>優先出資ノ発行価額ト</p>

(不正な価額で転換特定社債を引き受けた者に対する支払を求め
る訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第十四条の二 第三条の二の規定は、法第百十三条の三において商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新優先出資引受権付特定社債発行事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第十四条の三 第十三条の規定は、法第百十三条の四の二第二項において法第百十三条の二の二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新優先出資の引受権の行使に係る電磁的方法の規定の準用)

第十四条の四 第十三条の二の規定は、法第百十三条の四の七第三項において法第百十三条の二の五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条の二中「転換を請求する者」とあるのは、「新優先出資の引受権を行使する者」と読み替えるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債について準用する商法の規定の読替え)

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項

(新設)

(新設)

(新設)

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する商法の規定の読替え)

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは

及び第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「定時總會」とあるのは「定時社員總會」と読み替えるものとする。

次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第三百四十一條ノ九第一項	新株ノ	新優先出資ノ
	第三百四十一條ノ十二（第三号を除く。）	読み替えられる字句	読み替える字句
	次条第一項		
	社債申込証	社債申込証	特定社債申込証
	社債原簿	社債原簿	特定社債原簿
	新株引受権証券		
		新優先出資引受権証券	

	第三百四十一条ノ十 六	資産の流動化に関する 法律第百十三条の五ニ 於テ準用スル第三百四 十一条ノ十六
第三百四十一条ノ 十五第一項	新株ノ 株式	新優先出資ノ 優先出資
第三百四十一条ノ 十五第二項におい テ準用する第三百 四十一条ノ四第一 項	第三百三条	資産の流動化に関する 法律第百十三条第一項 ニ於テ準用スル第三百 三条
第三百四十一条ノ 十五第二項におい テ準用する第三百 四十一条ノ四第三 項において準用す る第六十七条	第六十四条第一項	資産の流動化に関する 法律第百十三条の五ニ 於テ準用スル第三百四 十一条ノ十五第一項

2| 法律第百十三条の五の規定において新優先出資引受権の行使につい

て商法の規定を準用する場合における同法の規定)当該規定において準用する同法の規定を含む。()に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第三百四十一条ノ六第一項	第二百二十四条ノ三第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
	株主	株主	優先出資社員	優先出資
第三百四十一条ノ六第二項	総会	社員総会	社員総会	
	株主	優先出資社員	優先出資社員	優先出資
第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二項
	ニ於テ準用スル商法第二	ニ於テ準用スル商法第二	ニ於テ準用スル商法第二	ニ於テ準用スル商法第二

<p>第三百四十一条ノ 十七</p>		<p>第三百四十一条ノ 十六第三項におい て準用する第百七 十五条第一項</p>	<p>第三百四十一条ノ 十六第二項</p>		<p>第三百四十一条ノ 十六第一項</p>		
<p>株主</p>	<p>株式ノ数</p>	<p>株式申込証</p>	<p>新株引受権証券</p>	<p>新株引受権証券</p>	<p>新株ノ発行価額</p>	<p>株式</p>	
<p>優先出資社員</p>	<p>優先出資ノ口数</p>	<p>請求書 於テ準用スル第三百四 十一条ノ十六第一項ノ 資産の流動化に関する 法律第百十三条の五ニ 於テ準用スル第三百四 十一条ノ十六第一項ノ 請求書</p>	<p>新優先出資引受権証券</p>	<p>新優先出資引受権証券</p>	<p>新優先出資ノ発行価額</p>	<p>優先出資</p>	<p>二百二十四条ノ三第一 項</p>

（不正な価額で新優先出資引受権付特定社債を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用）

第十五条の二 第三条の二の規定は、法第百十三条の五において商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

（特定出資の引受けを証する書面の作成に係る電磁的記録）

第十五条の三 特定出資の引受けをしようとする者は、法第百十六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項において準用する商法第百七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た特定出資の引受けをしようとする者

3| 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権証券については、商法第百四十一条ノ十四の規定を準用する場合には、同条第一項中「新株」とあるのは、「新優先出資」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

は、当該取締役から書面又は電磁的方法により電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成を拒む旨の申出があったときは、法第百十六條第三項において準用する有限会社法第五十二條第二項において準用する商法第百七十五條第七項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしない。ただし、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（資産流動化計画の変更の通知に係る電磁的方法の規定の準用）

第十五條の四 第十三條の規定は、法第百十八條の二第五項において法第百十三條の二の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三條中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

（反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え）

第十六條 法第百十八條の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十五條ノ三の規定を準用する場合には、同条第五項中「第三項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第百十八條の四第三項」と読み替えるものとする。

（資産流動化計画の変更に対する通知等に係る電磁的方法の規定

（新設）

（反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え）

第十六條 法第百十八條の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十五條ノ三の規定を準用する場合には、同条第四項中「第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第百十八條の四第三項」と読み替えるものとする。

の準用)

第十六条の二 第三条の三の規定は、法第百十八条の四第四項、第百十八条の五の二第五項及び第百十八条の六第三項において法第二十九條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第百十八条の四第四項において法第二十九條第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「優先出資社員」と、法第百十八条の五の二第五項において法第二十九條第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定短期社債権者」と、法第百十八条の六第三項において法第二十九條第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定約束手形の所持人」と読み替えるものとする。

(特定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法の規定の準用)

第十六条の三 第十三条の規定は、法第百十八条の七第二項において法第百十三條の二の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条中「通知」とあるのは、「催告」と、「社員」とあるのは、「特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)

第二十条 法第百三十條第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定

(新設)

(新設)

(特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)

第二十条 法第百三十條第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定

において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三第一項及び第二項	総会	社員総会
第二百三十七条ノ三第三項において準用する第二百四十二条ノ第二第三項	第二百三十二条第二項	資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
第二百三十八条	総会	社員総会
第二百四十四条第六項	前項ニ掲グルモノニ同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社が有限会社ナルトキハ	前項ニ掲グル資料

において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三	総会 株主	社員総会 社員
第二百三十八条	総会	社員総会
第二百四十四条第四項	前項ニ掲グル書類ニ同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類)	前項ニ掲グル書類
第二百四十四条第四項において準用	株主	社員

						有限会社法第四十一 条ニ於テ準用スル同 項ニ掲グルモノ)
	第二百四十四條第 六項において準用 する第二百六十三 条第三項	株主及 第一項第二号第三号 又八第四号ニ定ムル 場所	本店又八支店	社員及		
	第二百四十七條第 一項	總會	社員總會			
	第二百四十七條第 二項において準用 する第百九條第一 項	合併ヲ無効トスル	決議ヲ取消ス			
	第二百四十九條第 一項	株主	社員			
三	第二百五十四條ノ	總會	社員總會			

						する第二百六十三 条第二項
	第二百四十七條第 一項	總會	社員總會			
	第二百四十七條第 二項において準用 する第百九條第一 項	合併ヲ無効トスル	決議ヲ取消ス			
	第二百四十九條第 一項	株主	社員			
	第二百五十四條ノ	總會	社員總會			
	第二百七十五條	株主總會	社員總會			
	第二百七十五條ノ	第二百六十七條第一 項	資産の流動化に関する 法律第七十五條第一項			
四						

第二百七十五条	株主総会	社員総会
第二百七十五条ノ四	第二百六十七条第一項	資産の流動化に関する法律第七十五条第一項
	同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項	同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十七条第一項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項

（清算人に対する少数社員による社員総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）

第二十条の二 第三条の三の規定は、法第百三十条第一項において法第五十四条第四項、第五十六条第五項及び第百四条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第百三十条第一項において法第五十四条第四項及び第五十六条第五項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「清算人」と、法第百三十条第一項において法第百四条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とある

（新設）

のは「社員」と読み替えるものとする。

2) 第三条の二の規定は、法第百三十条第一項において商法第百二十七条ノ三第三項において準用する同法第百四十二条第二項の規定を準用する場合及び法第百三十条第一項において法第七十五条第二項において準用する商法第百六十七條第二項において準用する同法第百四十二条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する¹⁾

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
 第二十二條 法第百四十條の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第一百七十三條第四項、第一百七十八條、第二	資産の流動化に関する法律(以下資産流動化法ト称ス)第十七條第一項ニ於テ準用スル商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
 第二十二條 法第百四十條の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第一百七十三條第四項、第一百七十八條、第二	資産の流動化に関する法律(以下資産流動化法ト称ス)第十七條第一項ニ於テ準用スル商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八

<p>百四条ノ四第一項、 第二百二十条第二項、 第二百三十七条第一項、 第二百四十五 条ノ三第四項、第二 百四十六条第二項、 第二百五十八条第二 項、第二百六十三 条ノ八第三項、第二 百八十条ノ十八第二 項及ヒ第二百八十二 条第三項、其準用規 定、同法第五百十三 条第二項、第七十 三条第一項、第八 十一条第一項、第二 百三十七条ノ二、第 二百六十条ノ四第六 項、第二百八十条ノ 八第一項、第二百九 十一条第二項、第二 百九十三条ノ八第一</p>	<p>条ノ規定、資産流動化 法第七十八条ニ於テ準 用スル商法第七十条ノ 二第一項但書ノ規定、 資産流動化法第二十二 条第二項ニ於テ準用ス ル商法第七十三条第 四項ノ規定、資産流動 化法第三十九条第四項 、第一百十條第六項及ヒ 第一百十三條の四の七第 五項ニ於テ準用スル商 法第七十八条ノ規定 、資産流動化法第二十 九条第八項（同条第九 項ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム）ニ於テ準用ス ル商法第二百四條ノ四 第一項ノ規定、資産流 動化法第四十八條の五 ニ於テ準用スル商法第 二百二十條ノ六第三項 ニ於テ準用スル同法第</p>
---	---

<p>百四条ノ四第一項、 第二百二十条第二項 、第二百三十七条第 二項、第二百四十五 条ノ三第三項、第二 百四十六条第二項、 第二百五十八条第二 項、第二百六十三 条ノ八第三項、第二 百八十条ノ十八第二 項及ヒ第二百八十二 条第三項、其準用規 定、同法第五百十三 条第二項、第七十 三条第一項、第八 十一条第一項、第二 百三十七条ノ二、第 二百六十条ノ四第四 項、第二百八十条ノ 八第一項、第二百九 十一条第二項、第二 百九十三条ノ八第一</p>	<p>条ノ規定、資産流動化 法第七十八条ニ於テ準 用スル商法第七十条ノ 二第一項但書ノ規定、 資産流動化法第二十二 条第二項ニ於テ準用ス ル商法第七十三条第 四項ノ規定、資産流動 化法第三十九条第四項 及ヒ第一百十條第六項ニ 於テ準用スル商法第百 七十八条ノ規定、資産 流動化法第二十九條第 六項（同条第七項ニ於 テ準用スル場合ヲ含ム ）ニ於テ準用スル商法 第二百四條ノ四第一項 ノ規定、資産流動化法 第四十八條の五ニ於テ 準用スル商法第二百三 十條ノ八ノ二ニ於テ準 用スル同法第二百四條 ノ四第一項ノ規定、資</p>
---	---

項及び第二百九十四
条、有限会社法（昭
和十三年法律第七十
四号）第八条第一項
但書、第十二条ノ二
第一項、第二十八条
ノ二第一項、第二十
四条ノ三、第四十五
条及び第五十二条ノ
三第一項並ニ株券等
の保管及び振替に関
する法律（昭和五十
九年法律第三十号）
第三十二条第八項

二百四十四条ノ第一項ノ
規定、資産流動化法第
四十九条第一項及び第
三項ニ於テ準用スル商
法第二百二十条第二項
ノ規定、資産流動化法
第百十八条第二項ノ規
定、資産流動化法第五
十四条第四項（資産流
動化法第百三十七条第
一項ニ於テ準用スル場
合ヲ含ム）ニ於テ準用
スル商法第百三十七
条第三項ノ規定、資産
流動化法第百十八条の
四第四項ニ於テ準用
スル商法第百四十五
条ノ三第三項ノ規定、
資産流動化法第六十一
条第二項ノ規定、資産
流動化法第七十八条
及ビ第八十四条第一
項ニ於テ準用スル商
法第百二十六条第

項及び第二百九十四
条、有限会社法（昭
和十三年法律第七十
四号）第八条第一項
但書、第十二条ノ二
第一項、第二十八条
ノ二第一項、第二十
四条ノ三、第四十五
条及び第五十二条ノ
三第一項並ニ株券等
の保管及び振替に関
する法律（昭和五十
九年法律第三十号）
第三十二条第七項

産流動化法第四十九
条ニ於テ準用スル商
法第二百二十条第二
項ノ規定、資産流動
化法第百十八条第二
項ノ規定、資産流動
化法第五十四条第四
項ノ規定、資産流動
化法第百三十七条第
一項ニ於テ準用スル
商法第百三十七條第
二項ノ規定、資産流
動化法第六十一条第
二項ノ規定、資産流
動化法第七十八条及
ビ第八十四条第一項
ニ於テ準用スル商
法第百二十八条第
二項ノ規定、資産流
動化法第百十六條第

十八條第二項ノ規定、
資産流動化法第百十六
條第三項ニ於テ準用ス
ル有限会社法（昭和十
三年法律第七十四号）
第五十二條ノ第三項
ニ於テ準用スル商法第
二百八十八條ノ第三項
ノ規定、資産流動化法
第四十九條第一項ニ於
テ準用スル商法第二百
八十八條ノ第十八項及
ビ資産流動化法第百十
六條第三項ニ於テ準用
スル有限会社法第五十
六條第三項ニ於テ準用
スル商法第二百八十八
條ノ第十八項ノ規定、
資産流動化法第二十二
條第一項ノ規定、資産
流動化法第五十五條第
一項並ニ同條第二項ニ
於テ準用スル商法第二

三項ニ於テ準用スル有
限会社法（昭和十三年
法律第七十四号）第五
十二條ノ第三項ニ於
テ準用スル商法第二百
八十八條ノ第三項ノ規
定、資産流動化法第四
十九條ニ於テ準用スル
商法第二百八十八條ノ十
八第二項及ビ資産流動
化法第百十六條第三項
ニ於テ準用スル有限會
社法第五十六條第三項
ニ於テ準用スル商法第
二百八十八條ノ第十八
項ノ規定、資産流動化
法第二十二條第一項ノ
規定、資産流動化法第
五十五條第一項並ニ同
條第二項ニ於テ準用ス
ル商法第二百三十七條
ノ第二項及ビ第三項
ノ規定、資産流動化法

項 第三百三十一條第一	(略)	項 第二百二十八條第一		
商法第百五十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル	(略)	商業登記法	(略)	
資産流動化法第五十四條第四項(資産流動化法第百三十條第一項ニ	(略)	資産流動化法第百三十四條ニ於テ準用スル商業登記法	(略)	百三十七條ノ二第二項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第百五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ビ第三項ノ規定並ニ資産流動化法第百十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第一項ノ規定

項 第三百三十一條第一	(略)	(新設)		
商法第百五十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル	(略)		(略)	
資産流動化法第五十四條第四項(資産流動化法第百三十條第一項ニ	(略)		(略)	第百五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ビ第三項ノ規定並ニ資産流動化法第百十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第一項ノ規定

<p>第三百三十二条ノ二 第一項</p>	<p>商法第七十八條（ 同法第二百一十一條第 三項、第二百八十條 ノ四第一項、第二 百八十條ノ三十七第 四項及ビ第三百四十 一條ノ十三第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム）</p>	<p>場合ニ於テハ検査ヲ 要スル事由、同法第 二百三十七條第三項</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ三</p>	<p>第二百二十條第二項</p>	<p>於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商 法第二百三十七條第三 項</p>	<p>(略)</p>
<p>資産流動化法第四十九 條第一項及ビ第三項ニ 於テ準用スル商法第二 百二十條第二項ノ規定 並ニ資産流動化法第百 十八條第二項</p>	<p>資産流動化法第三十九 條第四項、第一百十條第 六項及ビ第一百十三條の 四の七第五項ニ於テ準 用スル商法第七十八 條</p>		

<p>第三百三十二条ノ二 第一項</p>	<p>商法第七十八條（ 同法第二百一十一條第 三項、第二百八十條 ノ四第一項及ビ第 三百四十一條ノ十六 第三項ニ於テ準用ス ル場合ヲ含ム）</p>	<p>場合ニ於テハ検査ヲ 要スル事由、同法第 二百三十七條第二項</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ三</p>	<p>第二百二十條第二項</p>	<p>於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商 法第二百三十七條第二 項</p>	<p>(略)</p>
<p>資産流動化法第四十九 條ニ於テ準用スル商法 第二百二十條第二項ノ 規定及ビ資産流動化法 第百十八條第二項</p>	<p>資産流動化法第三十九 條第四項及ビ第一百十條 第六項ニ於テ準用スル 商法第七十八條</p>		

<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第四項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ</p>	<p>資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第四項</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ</p>	<p>資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ</p>	<p>資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>	<p>(略)</p>
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	(略)	<p>第三百三十二条ノ七 第一項</p>		<p>第三百三十三条ノ二 第一項</p>
含ム)	同法第二百四十五条ノ三第四項	(略)	<p>商法第二百四条ノ四 第一項又ハ其準用規定</p>	(略)
	同項	(略)	<p>資産流動化法第二十九条 第八項(同条第九項 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム)ニ於テ準用スル 商法第二百四条ノ四第 一項</p>	(略)
<p>資産流動化法第四十九 条第一項ニ於テ準用ス ル商法第二百八十条ノ 十八第二項及ビ資産流 動化法第一百六条第三 項ニ於テ準用スル有限 会社法第五十六条第三</p>	<p>商法第二百八十条ノ 十八第二項(同法第 二百十一条第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)</p>			

	(略)	<p>第三百三十二条ノ七 第一項</p>		<p>第三百三十三条ノ二 第一項</p>
含ム)	同法第二百四十五条ノ三第三項	(略)	<p>商法第二百四条ノ四 第一項又ハ其準用規定</p>	(略)
	同項	(略)	<p>資産流動化法第二十九 条第六項(同条第七項 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム)ニ於テ準用スル 商法第二百四条ノ四第 一項</p>	(略)
<p>資産流動化法第四十九 条ニ於テ準用スル商法 第二百八十条ノ十八第 二項及ビ資産流動化法 第一百六条第三項ニ於 テ準用スル有限会社法 第五十六条第三項ニ於</p>	<p>商法第二百八十条ノ 十八第二項(同法第 二百十一条第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)</p>			

	(略)	項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項
<p>(略)</p> <p>第五百三十五条ノ十五</p>	<p>(略)</p> <p>商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三条、第三百十四条第一項及ビ第三項、第三百十九条、第三百二十条第五項、第三百二十五条、第三百三十六條第一項並ニ第三百七十六条第三項及ビ其準用規定</p>	<p>(略)</p> <p>資産流動化法第一百一十條第七項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三条並ニ第三百十四条第一項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第一百一十條第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九条、第三百二十条第五項、第三百二十五条及ビ第三百三十六條第一項ノ規定並ニ資産流動化法第一百一十條第三項ニ於テ準用</p>

	(略)	テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項
<p>(略)</p> <p>第五百三十五条ノ十五</p>	<p>(略)</p> <p>商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三条、第三百十四条第一項及ビ第三項、第三百十九条、第三百二十条第四項、第三百二十五条、第三百三十六條第一項並ニ第三百七十六条第三項及ビ其準用規定</p>	<p>(略)</p> <p>資産流動化法第一百一十條第七項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三条並ニ第三百十四条第一項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第一百一十條第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九条、第三百二十条第四項、第三百二十五条及ビ第三百三十六條第一項ノ規定並ニ資産流動化法第一百一十條第三項ニ於テ準用</p>

(略)	(略)	スル商法第三百七十六 条第三項ノ規定
-----	-----	-----------------------

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)

第二十五条 (略)

2 法第五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十五条	親法人等又は子法人等	親会社(特定譲渡人たる法人の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株

(略)	(略)	スル商法第三百七十六 条第三項ノ規定
-----	-----	-----------------------

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)

第二十五条 (略)

2 法第五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十五条	親法人等又は子法人等	親会社(特定譲渡人たる法人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に

(略)		式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有している株式会社又は有限会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社又は有限会社をいう。）

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)
 第二十六条 法第六十三条第一項の規定において特定目的信託の受

(略)		当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し、又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。）

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)
 第二十六条 法第六十三条第一項の規定において特定目的信託の受

託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第百五十一条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
項	第百五十一条第一項	取得	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
項	第百五十一条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
項	第百五十一条第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得

託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第百五十一条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
項	第百五十一条第一項	取得	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
項及び第三項	第百五十一条第二項及び第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得

2 法第六十三條第一項の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第五十一条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第一項	取得	特定目的信託の信託財産として取得
第五十一条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有
第五十一条第三項	取得	特定目的信託の信託財産として取得

2 法第六十三條第一項の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第五十一条（第四項を除く。）の規定を準用する場合においては、同条（第四項を除く。）中「取得」とあるのは、「特定目的信託の信託財産として取得」と読み替えるものとする。

（新設）

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百二十四条第一項		読み替えられる字句	読み替える字句
	会社	株主名簿	受託信託会社等	権利者名簿
	(略)	(略)	(略)	(略)
	第二百二十四条第四項	前三項	第一項及第三項	

(権利者集会の招集について準用する商法の規定の読替え)

第三十四条 法第八十一条第四項の規定において権利者集会の招集について商法第三百二十条第三項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百二十四条第一項		読み替えられる字句	読み替える字句
	会社	株主名簿	受託信託会社等	権利者名簿
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)			

(権利者集会の招集について準用する商法の規定の読替え)

第三十四条 法第八十一条第四項の規定において権利者集会の招集について商法第三百二十条第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百二十条第五項において準用する第二百三十七条第三項	株主	受益証券ノ権利者

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)(第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。))に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法特例法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------	-----------	---------

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百二十条第四項において準用する第二百三十七条第二項	株主	受益証券ノ権利者

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)(第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。))に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法特例法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------	-----------	---------

第二十一条の三第 六項において準用 する商法第 <u>二百三</u> <u>十九</u> 条第六項	本店	総会	取締役	受託信託会社等
		本店	権利者集会	
第二十一条の三第 六項において準用 する商法第 <u>二百三</u> <u>十九</u> 条第七項（第 二号を除く。）	株主	本店（受託信託会社等 が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令第二条第三号乃 至第十五号二掲グル金 融機関ナルトキ八主タ ル事務所）		
		受益証券ノ権利者		

（権利者集会について準用する商法の規定の読替え）

第二十一条の三第 六項において準用 する商法第 <u>二百三</u> <u>十九</u> 条第五項	本店	総会	取締役	受託信託会社等
		本店	権利者集会	
第二十一条の三第 六項において準用 する商法第 <u>二百三</u> <u>十九</u> 条第六項	株主	本店（受託信託会社等 が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令第二条第三号乃 至第十五号二掲グル金 融機関ナルトキ八主タ ル事務所）		
		受益証券ノ権利者		

（権利者集会について準用する商法の規定の読替え）

第三十八条 法第百八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百三十九条ノ 一 項	第二百三十七 条ノ 三、第 二百三十九 条第二項及 び第二 百三十九 条ノ四第 一 項		第二百三十三 条	本店	読み替える商法の 規定	読み替える字句	読み替える字句
株主	株主		受託信託会社等ノ本店 (受託信託会社等カ金融 機関ノ信託業務ノ兼 営等ニ関スル法律施行 令第二条第三号乃至第 十五号ニ掲グル金融機 関ナルトキハ主タル事 務所)	受託証券ノ権利者			

第三十八条 法第百八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百三十九条ノ 一 項	第二百三十七 条ノ 三、第 二百三十九 条第二項及 び第二 百三十九 条ノ二第 一 項		第二百三十三 条	本店	読み替える商法の 規定	読み替える字句	読み替える字句
株主	株主		受託信託会社等ノ本店 (受託信託会社等カ金融 機関ノ信託業務ノ兼 営等ニ関スル法律施行 令第二条第三号乃至第 十五号ニ掲グル金融機 関ナルトキハ主タル事 務所)	受託証券ノ権利者			

四第三項	第二百二十六条	社債募集	受益証券募集	株式	受益権
	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ			
第二百二十七条第 二項	総社債権者	総受益証券ノ権利者	株式	受益権	
第二百三十九条第 三項	議事録ガ書面ヲ以テ 作ラレタルトキハ	議事録二八	本店	株式	受益権
第二百三十九条第 五項	本店	本店（受託信託会社等 ガ金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令第一条第三号乃 至第十五号二掲グル金 融機関ナルトキハ主タ ル事務所）	本店	株式	受益権
第二百三十九条第 六項	議事録ガ書面ヲ以テ 作ラレタルトキハ其	議事録	本店	株式	受益権

二第二項	第二百二十六条	社債募集	受益証券募集	株式	受益権
	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ			
第二百二十七条第 二項	総社債権者	総受益証券ノ権利者	本店	株式	受益権
第二百三十九条第 三項	本店	本店（受託信託会社等 ガ金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令第一条第三号乃 至第十五号二掲グル金 融機関ナルトキハ主タ ル事務所）	本店	株式	受益権

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)
 第三十九条 法第八十九条第三項の規定において書面による決議を行つ場合について法第六十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十二条第五項 (第二号を除く。)	特定社員及び優先出資社員	受益証券の権利者
	特定目的会社	受託信託会社等

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)
 第四十三条 法第二百三条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)
 第三十九条 法第八十九条第三項の規定において書面による決議を行つ場合について法第六十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十三条第五項	特定社員及び優先出資社員	受益証券の権利者
	特定目的会社	受託信託会社等

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)
 第四十三条 法第二百三条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	(略)	株主	受託証券ノ権利者	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える商法の規定	(略)	モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ	資料ノ書面ニ依ル	読み替えられる字句	読み替える字句

(反対権利者の買取請求について準用する商法の規定の読替え)
 第四十六条 法第二十條第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について商法第二百四十五條ノ三及び第二百四十五條ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする

読み替える商法の	読み替えられる字句	読み替える字句
----------	-----------	---------

読み替える商法の規定	(略)	株主	受託証券ノ権利者	読み替えられる字句	読み替える字句

(反対権利者の買取請求について準用する商法の規定の読替え)
 第四十六条 法第二十條第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について商法第二百四十五條ノ三及び第二百四十五條ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の	読み替えられる字句	読み替える字句
----------	-----------	---------

規定	第二百四十五条ノ 三第三項	株主 会社	受益証券ノ権利者 受託信託会社等
	第二百四十五条ノ 三第四項	株主	受益証券ノ権利者
	第二百四十五条ノ 三第五項	会社	受託信託会社等
	第二百四十五条ノ 三第六項	株券	受益証券
	第二百四十五条ノ 四	第二百四十五条ノ二 第一項 (略)	資産の流動化に関する 法律第二百十条第一項 (略)

(前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の
読替え)

規定	第二百四十五条ノ 三第三項	株主 会社	受益証券ノ権利者 受託信託会社等
	第二百四十五条ノ 三第四項	株主	受益証券ノ権利者
	第二百四十五条ノ 三第五項	会社	受託信託会社等
	第二百四十五条ノ 四	第二百四十五条ノ二 第一項 (略)	資産の流動化に関する 法律第二百十条第一項 (略)

(前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の
読替え)

第四十九条 法第二百四十五条第五項の規定において同条第一項に規定する書類について商法第二百八十二条第二項（第三号及び第四号を除く。以下この条において同じ。）の規定を準用する場合においては、同項中「会社ノ定メタル」とあるのは「受託信託会社等ノ定メタル」と、「モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え）
第五十一条 法第二百四十八条第三項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第二項（第三号及び第四号を除く。以下この条において同じ。）の規定を準用する場合においては、同項中「会社ノ定メタル」とあるのは「受託信託会社等ノ定メタル」と、「モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本等の交付に係る電磁的方法の規定の準用）

第五十三条の二 第四条の四の規定は、法第二百一十五条第四項において法第三十八条第九項の規定を準用する場合について準用する。
この場合において、第四条の四中「取締役」とあるのは「受託信託会社等」と、「優先出資の申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手方」と読み替えるものとする。

第四十九条 法第二百四十五条第五項の規定において同条第一項に規定する書類について商法第二百八十二条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「又ハ会社」とあるのは、「又ハ受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え）
第五十一条 法第二百四十八条第三項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「又ハ会社」とあるのは、「又ハ受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（新設）

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
 第五十四条 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託に
 ついて非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に
 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事 件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一 項	商法(明治三十二年 法律第四十八号)第 五十八条、第七十 条ノ二第一項但書、第 百七十三条第四項、 第七十八條、第二 百四十四條ノ第一項、 第二百二十条第二項 、第二百三十七條第 三項、第二百四十五 條ノ三第四項、第二 百四十六條第二項、 第二百五十八條第二 項、第二百六十三條	資産の流動化に関する 法律(以下資産流動化 法ト称ス)第二百十 条第四項(資産流動化 法第二百一十一條第二項ニ 於テ準用スル場合ヲ含 ム)ニ於テ準用スル商 法(明治三十二年法律 第四十八号)第二百四 十五條ノ三第四項

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
 第五十四条 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託に
 ついて非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に
 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事 件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一 項	商法(明治三十二年 法律第四十八号)第 五十八条、第七十 条ノ二第一項但書、第 百七十三条第四項、 第七十八條、第二 百四十四條ノ第一項、 第二百二十条第二項 、第二百三十七條第 二項、第二百四十五 條ノ三第三項、第二 百四十六條第二項、 第二百五十八條第二 項、第二百六十三條	資産の流動化に関する 法律(以下資産流動化 法ト称ス)第二百十 条第四項(資産流動化 法第二百一十一條第二項ニ 於テ準用スル場合ヲ含 ム)ニ於テ準用スル商 法(明治三十二年法律 第四十八号)第二百四 十五條ノ三第三項

<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>		
<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第二百四十五条ノ第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場</p>	<p>（略）</p>	<p>条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等ノ保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号） 第三十二條第八項</p>
<p>資産流動化法第二百十條第四項（資産流動化法第二百一十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム） ニ於テ準用スル商法第百四十五條ノ三第四項</p>	<p>（略）</p>	
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>		
<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第二百四十五条ノ第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場</p>	<p>（略）</p>	<p>条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等ノ保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号） 第三十二條第七項</p>
<p>資産流動化法第二百十條第四項（資産流動化法第二百一十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム） ニ於テ準用スル商法第百四十五條ノ三第三項</p>	<p>（略）</p>	

(略)	第五百三十五条ノ十五	(略)	合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合合ヲ含ム)	(略)	商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三条、第三百十四条第一項及ビ第三項、第三百十九条、第三百二十条第五項、第三百二十五条、第三百三十六條第一項並ニ第三百	同法第二百四十五条ノ三第四項	同項	(略)	資産流動化法第九十八条及ビ第九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、資産流動化法第九十六條第二項及ビ第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第三百十二条第三項、資産流動化法第九十九條第五項
-----	------------	-----	--	-----	--	----------------	----	-----	---

(略)	第五百三十五条ノ十五	(略)	合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合合ヲ含ム)	(略)	商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三条、第三百十四条第一項及ビ第三項、第三百十九条、第三百二十条第四項、第三百二十五条、第三百三十六條第一項並ニ第三百	同法第二百四十五条ノ三第三項	同項	(略)	資産流動化法第九十八条及ビ第九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、資産流動化法第九十六條第二項及ビ第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第三百十二条第三項、資産流動化法第九十九條第五項
-----	------------	-----	--	-----	--	----------------	----	-----	---

(略)	(略)	(略)	<p>七十六条第三項及び 其準用規定</p> <p>二於テ準用スル商法第 三百十三條、資産流動 化法第八十一條第四 項（資産流動化法第百 九十二條ニ於テ準用ス ル場合ヲ含ム）ニ於テ 準用スル商法第三百二 十條第五項、資産流動 化法第八十八條（資 産流動化法第九十二 條ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム）ニ於テ準用ス ル商法第三百二十五條 並ニ資産流動化法第百 八十七條第二項（資産 流動化法第九十二條 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム）</p>
-----	-----	-----	--

(略)	(略)	(略)	<p>七十六条第三項及び 其準用規定</p> <p>二於テ準用スル商法第 三百十三條、資産流動 化法第八十一條第四 項（資産流動化法第百 九十二條ニ於テ準用ス ル場合ヲ含ム）ニ於テ 準用スル商法第三百二 十條第四項、資産流動 化法第八十八條（資 産流動化法第九十二 條ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム）ニ於テ準用ス ル商法第三百二十五條 並ニ資産流動化法第百 八十七條第二項（資産 流動化法第九十二條 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム）</p>
-----	-----	-----	--

附 則

(情報通信の技術を利用する方法)

第三条 前条の場合において、旧特定目的会社の取締役は、改正法附則第二条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者に対し、改正法附則第二条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(削る)